

「当座勘定規定」改訂のお知らせ

全銀システムの高度化に向けた取り組みとして、平成30年10月9日より「内国為替24時間365日稼働サービス」が開始となります。

これに伴い、当組合の「当座勘定規定」を平成30年10月9日付にて改訂させていただきます。

つきましては、改訂内容についてご理解のうえ引き続きお取引いただきますようお願い申し上げます。

《当座勘定規定の加筆項目》

9. (支払の範囲)

- (2) 呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れ または振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。